

岡崎市議会議長 様

支出番号

1

会派名

民政クラブ

代表者名

鈴木 英樹



下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動報告書

令和 3年 1月 22日提出

活動年月日	令和 3年 1月 12日 (火) 13:30~16:30		
氏名	佐藤 哲朗、原 紀彦		
用務先 及び 内 容	1 1月12日	用務先	西尾信用金庫 幸田支店 (幸田町)
		内 容	「議員の資質向上と政務活動費活用策」について
	2 月 日	用務先	
		内 容	
	3 月 日	用務先	
		内 容	
	4 月 日	用務先	
		内 容	
備 考			



● 政務調査視察報告書 (No.476)

委員会・会派名	民政クラブ 佐藤哲朗、原紀彦 記：原紀彦
研修日時	令和3年1月12日（火）13:30～16:30
研修先・概要	西尾信用金庫 幸田支店（幸田町）
研修内容	「議員の資質向上と政務活動費活用策」について
選定理由（目的）	<ul style="list-style-type: none"> ① 議員の資質向上について ② 二元代表制と議会改革について ③ 政務活動費活用策について ④ 政務活動費と政策立案について
岡崎市の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成機能の発揮 ・ 政務活動費の適正な運用
研修概要及び評価	<p>【①議員の資質向上】</p> <p>1. 議会の役割と機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●憲法93条 <u>議事機関</u>として議会を設置する。 →議会の役割は単に議決機関というだけではなく、審議・熟議・監視する機能が必要とされる。 ●議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、<u>政策形成機能</u>を担う。 →政策形成機能とは、議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、専門的事項に関する調査、条例の制定改廃や予算の議決権等である。 →議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の<u>政策形成機能の一層の発揮</u>が求められている。 ●議会（力）とは、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する監視機能・政策形成機能・政策立案機能など、原則的かつ総合的な機能をいう。 <p>2. 議員の役割・資質</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民の「代表」についての明確な規定はない。 →議会基本条例で規定している場合が多い。 →議会基本条例が制定されていない議会もある。 (例) 松阪市議会基本条例 基本方針 第3条 市議会は、市民を代表する議員によって構成される議事機関としての<u>議決責任を深く認識</u>し、前条の基本理念を実現するため、次の各号に掲げる基本方針に基づき議会活動を行わなければならない。 →議決責任を深く認識するためには、<u>研究・調査を積極的に行う</u>必要がある。 ●議員力とは、市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力、すなわち審議能力・監視能力・政策形成能力・政策立案能力などをいう。 ●議員に求められる資質 専門性とは、特定の分野に関する高い専門的知見を有していること、地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・政策立案を行うことや、合議体の議会において、意見集約し、合意を得るための調整能力

も専門性に含める考え方もあるが、監視機能や政策形成機能等の議会機能を一層発揮していくためには、議会として議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行うとともに、公聴会や参考人制度等の活用を図りながら、議会の専門性を高めていくべき。

【②二元代表制と議会改革】

1. 二元代表制について

地方自治体の執行機関と議会は、機関競争主義により政策で対立すべき。

- ・与野党関係は想定されていない。
- ・地方自治の最高機関ではない。
- ・唯一の立法機関ではない。
- ・議会は首長の追認機関ではない。
- ・首長優位のしきみになっている。
 - 専決処分・再議制度・予算修正権の限界など
 - 自治体議会は、首長優位のシステムに、二元代表制の立場から戦略を持つて対抗しているか？
 - 議会は二元代表制を理解し、実質的に機能しているか？
 - 政策提言型の議会を目指せ(政策の質を上げろ)

●自治体議会をめぐる新しい状況（二元代表制の追求）

- ・執行機関の追認機関からの脱皮、自治体意志の決定機関の自覚。
- ・執行機関への質問だけから、議員同士の討議を中心とした議会運営へ。
 - 監視型議会から政策提言できる議会へ

2. 議会改革について

●議会改革とは

- ・議会が二元代表制の下で、議会の役割（審議機能を高めること）を十分に發揮するため、その機能を強化すること（議会力の強化）
 - 定数削減・議員報酬減額は議会改革ではない。
- ・二元代表制を追求すること（実質化）

【③政務活動費活用策】

1. 政務活動費とは何か

(地方自治法の規定 第100条14)

議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

2. 「調査研究その他の活動に資するため」の意味

その他の活動は、調査研究に繋がるその他の活動と解釈すべき。

3. 第二の報酬と言われるのは何故か？

有権者の感覚との大きなズレを自覚すること。そのことと真摯に向き合わない限り政務活動費を巡る問題の再発防止の道はない。

【④政務活動費と政策立案】

1. 政策立案能力

ある問題を解決するために政策を構想し、実現するために必要な枠組みや仕組みを創り上げる能力。

→この能力の神髄は、条例の提案である。

→政策立案は、検討された課題を解決するための有効な政策をまとめること。

	<p>→政策立案とは、当初予算をもっと良い内容に変えられるか。</p> <p>→何が問題なのか、政策を開発し実施することで何が利益なのか・どのようなアプローチをする必要があるのか・そのアプローチは有効なのか。</p> <p>→これらの観点で政務活動費を使って調査すべき。</p> <p>2. 政務活動費の在り方</p> <p>「政務」の意味を、議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に發揮される方向で政務活動費の使途を転換する。</p> <p>→使途の拡大ではなく、<u>質の充実強化が必要</u>である。</p> <p>→大半が、研修費・広報費で使用している。</p> <p>→調査研究に使用せず、返還して良いのか。</p> <p>→政務活動費は、<u>調査研究費項目で使用すべき</u>。</p>
本市への反映 (意見・課題など)	<p style="text-align: right;">以上</p> <p>(佐藤哲朗)</p> <p>議会を二元代表制のもと熟議する機関として受け止め、その役割を担う議員としての役割について学ぶことができた。今後、政務活動費を有効に活用して専門性を高め、政策提言・政策立案に取り組んでいきたい。また、政策立案にあたっては住民の方々との日頃からの双方向コミュニケーションを大切にし、民意を反映させてていきたい。</p> <p>(原紀彦)</p> <p>議会を議事機関として、より機能させるための議員の役割や資質の奥深さを本研修により認識することができた。議員に求められる資質に対し新人という自身の立場を考えると、これからさらなる研鑽を重ねるとともに、岡崎市の政策課題をより深く把握するため、必要な情報収集を積極的に行う必要性を感じた。政務活動費については、調査研究その他の活動に資するための必要な経費という意味合いを認識することができたが、本研修にあった政策立案能力を向上させるための、質の充実強化が今後の課題。</p>